明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**三）　一

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（**農林水産**四二）　二

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・環境**一）　七

〔告　示〕

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　二

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**一〇～二五）

○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**二一四）　三六

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一〇六六）　四

○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一〇六七）　四一

○肥料の登録が失効した件（**同**一〇六八）　四二

○肥料を登録した件（**同**一〇六九）　四二

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（**環境**五五）　四三

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　四三

裁判所
破産、免責、再生関係　四三

特殊法人等
弁理士登録関係　四三

地方公共団体
行旅死亡人、特定保険業の認可の失効関係　四三

会社その他
会社決算公告　四四

省令

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第三号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第三十九条及び第四十条の規定に基づき、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和四年六月二十七日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令

（基盤確立事業実施計画の認定の申請）

第一条　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十九条第一項の規定により基盤確立事業実施計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した申請書を当該基盤確立事業実施計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。第三条第一項において同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　基盤確立事業実施計画

二　当該申請をしようとする者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該基盤確立事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

六　当該基盤確立事業実施計画に法第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項を記載する場合にあっては、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面

七　当該基盤確立事業実施計画に法第三十九条第五項に規定する事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　次に掲げる者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が当該申請をしようとする者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1)　当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

(2)　当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者